

# 西尾市ホームページバナー広告申込の手引き

この手引きは、「西尾市ホームページ」に掲載する有料広告の申し込み方法などの概要を記載しています。広告掲載に関する詳細については西尾市広告掲載要綱及び西尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）、西尾市ホームページ広告募集基準（以下「HP募集基準」という。）も併せてご覧ください。

## 1. 広告の規格及び募集枠数等

(1)・サイズ 縦60ピクセル 横150ピクセル

- ・形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- ・データ容量 4KB以下
- ・デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないものであること。

(2)西尾市ホームページのトップページ …20枠

(3)西尾市ホームページ月平均アクセス数 …約141,710件（H23年度実績）

## 2. 広告掲載者の順位

広告掲載の申込が募集枠数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定します。

(1)第1順位…市内に本社、若しくは本店を有する事業者等

(2)第2順位…市内に支店、営業所等を有する事業者等

(3)第3順位…掲載希望月数の多いもの

※(1)～(3)で決定できない場合は抽選により決定します。

## 3. 掲載料

1枠当たり1ヶ月10,000円（税込み）

## 4. 申込場所

市が指定した広告代理店

株式会社エムアイシーグループ  
西尾市広告係  
〒445-0811  
住所：西尾市道光寺町東縄65  
電話番号：0563-56-5111  
FAX：0563-56-5166  
Eメール：nishio-koukoku@micg.co.jp

## 5. 掲載可能な事業者等の条件

風俗営業や消費者金融をはじめとする掲載基準第5条に規定されている規制業種又は事業者には該当しないこと。

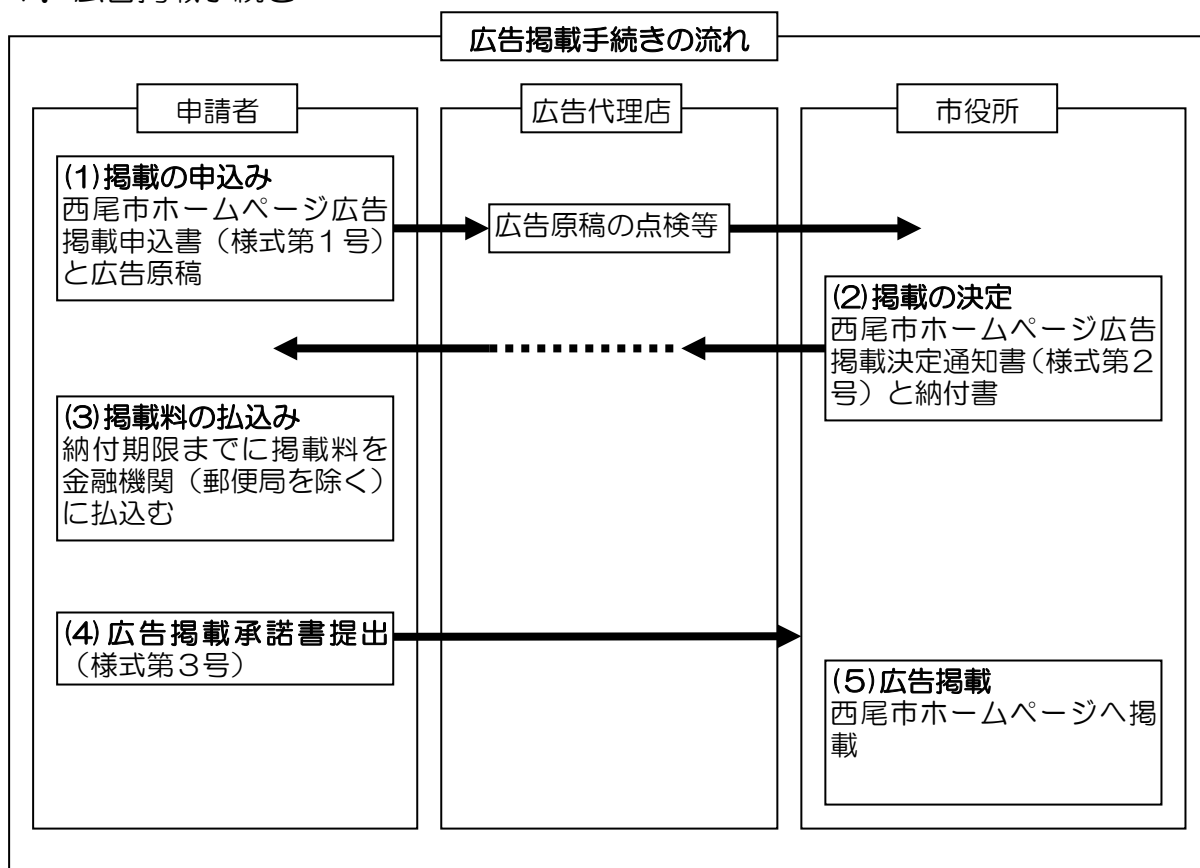
※詳細については掲載基準をご覧ください。

## 6. 広告掲載の基準

人権侵害の恐れのあるものや法律で禁止されている商品をはじめとする掲載基準第6条に規定されている基準に該当せず、掲載基準第7条に規定されている基準に適合する広告。

※詳細については掲載基準をご覧ください。

## 7. 広告掲載手続き



### (1) 掲載の申込み

広告の掲載を希望する1か月前までに、HP 募集基準に定める『西尾市ホームページ広告掲載申込書 (様式第1号)』に必要事項を記入の上、広告原稿とその電子データを添えて市が指定する広告代理店に申し込んでください。

**※広告原稿の作成費用は広告主の負担でお願いします。**

**※市では、広告原稿を作成する広告作成業者の指定はしていませんので、どこの業者で作成していただいても、広告主ご自身で行っていただいても構いません。広告主の判断で任意に行ってください。**

### (2) 掲載の決定

市は、広告掲載申込みの内容を審査し、掲載の可否を広告代理店を通じて、掲載日の10日前までに『西尾市ホームページ広告掲載決定通知書 (様式第2号)』により通知します。また、掲載が可能な場合には、併せて掲載料の納付書も渡します。

(3) 掲載料の払込み

指定された納付期限までに掲載料を市指定の金融機関等（郵便局を除く）で払い込んでください。

※期限までに納付されない場合は、掲載を取り消すことがあります。

(4) 広告掲載承諾書（様式第3号）の提出

9. その他

(1) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページについては、掲載期間中の変更はできません。

(2) 広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げるときは、「西尾市ホームページ広告掲載取下げ届（様式第6号）」により代理店に申し出てください。

(3) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

問合先 … 秘書課 広報担当 電話 0563-65-2159（ダイヤルイン）